

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六二十二

令四・四・一以後終了事業年度分

特定税額控除規定の適用可否 (別表六(七)「3」、「7」、「8」、「12」若しくは「15」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)							可
促進区域		1					
承認地域経済牽引事業の内容		2					
資産区分	種類	3					
	構造、用途、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	7
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8) - (9)	10					
法人税額の特別控除額の計算							
取得価額の合計額 ((10)の合計)	11	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	15	円		
同上のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	12		当期税額基準額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16			
同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	13		当期税額控除可能額 ((14)と(16)のうち少ない金額)	17			
税額控除限度額 $((12) - (13)) \times \frac{4}{100} + (13) \times \frac{5}{100} + ((11) - (12)) \times \frac{2}{100}$	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑪」)	18			
			法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19			
機械設備等の概要							